

財務諸表の承認について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項に規定する評価委員会の意見を述べるにあたり、財務諸表の承認方針として下記によるものとする。

1 基本的事項

- (1) 財務諸表は、市民その他利害関係者にりんくう総合医療センターの財政状態、経営成績等を適正なものとして示される必要があることから、評価委員会においては合規性及び表示内容の適正性について確認するものとする。
- (2) 財務諸表については、監事及び会計監査人の監査対象となっていることから、評価委員会における確認は、外形的な合規性及び主要な計数等の表示内容について実施するものとする。

2 財務諸表の確認事項

- (1) 提出期限は遵守されたか。
 - ・当該事業年度終了後3か月以内の提出 → **6月30日に提出**
- (2) 必要な書類はすべて提出されたか。
 - ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書）、添付書類（事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の監査報告書） → **すべて提出済**
- (3) 財務諸表の承認にあたり、監事及び会計監査人の監査報告書に考慮すべき意見はないか。 → **考慮すべき意見なし**
- (4) 記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。
 - ・地方独立行政法人会計基準に則った表示科目、会計方針等の遺漏 → **明らかな遺漏は見当たらない**
- (5) 計数は整合しているか。
 - ・合計等の基本的な計数の整合 → **基本的な計数の整合を確認**
- (6) 書類相互間の数値の整合は取れているか。
 - ・主要表と附属明細書その他書類間の整合 → **主要表との数値の整合を確認**

3 その他

前記2以外の事項について、確認すべき事項があるときは、必要に応じて追加するものとする。

※ 短期借入金限度額の超過の有無等 → **短期借入金残高なし**